

民俗歴史資料映像展示制作業務委託 仕様書

民俗歴史資料映像展示制作業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	資料の劣化や大きさの問題で実物を展示できない資料の画像や映像を常設展示するため。「道具」のような立体物の画像や祭礼などの映像を含む民俗資料全般の公開に対応したシステムとする。
2	履行期間	契約日から平成31年3月15日
3	施行場所	横須賀市自然・人文博物館(横須賀市深田台95番地)
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	映像展示場所でのシステムの導入作業、タイマーによる自動起動と終了の設定、来館者が映像展示システム以外を操作できないようにする画面設定、並びにタッチパネル設定等、展示開始に伴うあらゆる初期設定作業を含む。
6	関係法規	
7	資格要件	<p>本業務履行については、下記の資格を有すること。</p> <p>(1) 平成20年4月1日以降に、国または地方公共団体が発注した、①公衆の観覧に供する映像展示システム※の構築業務、及び、②公衆の観覧に供する動画の編集業務の契約を、元請として締結し完了した実績があること。</p> <p>※ 映像展示システムとは、設置者が用意した映像と解説を利用者が選択して、連続的に自在に閲覧できるものであること。</p> <p>(2) 本委託業務の遂行に必要な公衆の観覧に供する映像展示システムに関する十分な知識を有し、業務遂行ができる者がいること。</p> <p>(3) 当該役務に配置する管理技術者及び担当技術者が、平成30年7月5日の時点でシステム開発等に係る資格等を有する者であることを証明した者であること。</p> <p>プロジェクトマネージャ試験の合格者、技術士(情報工学部門または総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))、PMP(Project Management Professional)ソフトウェア開発技術者(第一種または第二種情報処理技術者を含む)、基本情報処理技術者のいずれかの資格を有すること。</p> <p>(4) 本委託業務の責任者は、プロジェクトマネジメントの経験を5年以上有し、本委託業務の責任者または主要担当者にシステム設計、プログラム開発、テストまでの一連のプロセスについて知識と経験を持ち、中核技術者としてプロジェクトの遂行に5年以上携わった経験を有する者がいること。</p> <p>(5) プライバシーマークの認定(JISQ15001)またはセキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証(JISQ27001)を取得していること。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市自然・人文博物館 博物館運営課 学芸員 菊地勝広、瀬川渉(046-824-3688)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

民俗歴史資料 映像展示制作委託 特記仕様書

1 目的

資料の劣化や大きさの問題で実物を展示できない資料の画像や映像を展示する。また、人文館の常設展示は近代までの資料で構成されているので、それ以降の資料を画像や映像という形で常設展示するため。

古文書や絵葉書等の画像は常設展示室で公開中であるが、「道具」のような立体物の画像や祭礼などの動画映像がある民俗資料の公開には既存のシステムでは対応できないため、これに対応した映像展示を行う事を目的としている。

2 映像展示と業務の概要

(1) 映像展示システムの開発

映像展示システムを本事業にて新規開発する業務で、仕様の内容は本書で示す通りである。

(2) 既存の映像展示システム「歴史系アーカイブス」の本事業で新規開発の映像展示システムへの置換

既存の映像展示システム「歴史系アーカイブス」で表示している画像と解説データの一式を本事業にて新規開発する映像展示システムに置換し、新たな映像展示システムとして稼働させる業務である。

現行システム	開発言語
アーカイブシステム	Adobe Flash Professional CS6
映像システム	Adobe Flash Professional CS6
映像案内システム	Adobe Flash Professional CS6

(3) 設置場所と端末

人文館1階に操作が簡単な当館で別途用意する下記PC端末を設置。

【PCの概要】

- ・OS: Windows 8.1 Pro 64ビット版
- ・CPU: インテル® Core™ i7-4790 プロセッサー (3.6GHz)
- ・メインメモリ: 16.0GB(8.0GB×2) PC3-12800 DDR3 SDRAM
- ・ビデオカード: AMD Radeon™ R7 240 2GB
- ・記憶装置: SSD 約256GB+HDD 約1TB以上、
- ・ドライブ: スーパーマルチドライブ
- ・出力端子: 無線LAN, USB3.0・USB2.0端子、映像出力HDMI、DVI-Dコネクタ(24ピン)×1、アナログRGBコネクタ(ミニD-SUB 15ピン)×1

【タッチパネルモニタ】

Iiyama社製ProLite T1931SR-2 PLT1931SR-B2

(4) 公開する画像と映像の例

- ・国指定重要有形民俗文化財「三浦半島の漁撈用具」2603点の資料カタログ(PDF画像360ページ分)
- ・横須賀市指定有形民俗文化財「横須賀の職人道具」1428点。画像数で50点内外。
- ・市内の祭礼の記録動画(1970年頃の民俗行事を含む映像、船歌や祭囃子などの民俗記録)動画10点内外
- ・高度経済成長期以降の家電製品。画像20点内外。
- ・各種フィルム・写真(1960年～1970年代に撮影された民俗行事、横須賀ならではの近代建築、寄贈不可の古文書類)など。画像400点内外。
- ・上記データを受注者に提供し、システム制作後に200点内外の追加データを改めて提供する。初回のデータ追加作業は受託者が行うこと。既存の映像展示システムからの移行素材も一部含むものとする。

3 規格

(1) 概要

当館の民俗資料の閲覧システムであり、直感的に操作が出来ることが必要条件である。また、将来のWEB公開等の変化に対応可能なフレキシブルな仕様とし、インターネットのWEBブラウザ上での動作をデータフォーマットの変換により実現可能な閲覧システムとすること。

動画を含む映像と解説の追加が可能なシステムを主眼とし、委託契約期間内に当館による映像と解説追加の検品作業を行う。当館担当者による追加の作業が行えないシステムは成果物として認められない。

(2) 機能仕様

- ・一覧表示、詳細表示機能（詳細な解説のあるデータのみ対象）、画像の拡大と縮小閲覧機能を有すること。画像の拡大と縮小機能は、当館に既存の映像展示システムである歴史系アーカイブズと同等以上の性能を有すること。一般的な画像形式のみならず、PDFのページめくり表示を可能とすること。ここで、PDFに貼りつけたPhotoscan等で制作した3DCGの閲覧操作が出来る事(画像の自在回転操作が出来る事が望ましい)。
- ・検索機能、絞り込み検索機能、将来に備えた検索資料の一覧表示機能を設けること。絞り込み検索機能は、当館で稼働中の映像展示システムを参考に、その機能を搭載すること。
- ・分類やデータの追加、変更の機能を設けて、提出されたマニュアルに則って、この作業を容易に行えること。ここで言う、分類の追加とは、新しいデータ群の種別を設けてのデータの追加、細項目の追加と編集、資料の属性に新しい項目（地域など）を加えてその項目の種別（例えば、具体的な地域名）に基づく検索機能を加えることを示す。
- ・初期画面と前画面、次画面への切り替えが容易な機能を設けること。
- ・全資料に当館蔵、寄贈、寄託等の資料である旨の記載を施すこと。
- ・静止画並びに動画の画質については、博物館での展示に相応しい品質を保持できること。画像の容量に制限を設ける場合は、5倍の拡大表示機能に耐える水準内で行うこと。
- ・展示中に、コンピューターシステムの変更や映像展示以外のソフトが起動されない機能を設けること。

(3) データの提供と受け渡し

- ・提供するテキストおよび画像は、原則として電子データにて渡すものとする。但し、データサイズ調整等のデータ加工を要するものを一部含むものとする。
- ・最初のデータ提供については、受託者側で外付ハードディスクを用意の上、担当学芸員の指示するデータを移し込むこと。

(4) データと項目、分類の追加

- ・データの項目、分類の追加は単純な作業で行えること。

(5) バックアップ

- ・システム復旧用のハードディスクを納品することとし、ここに、同一のシステムをインストールしたバックアップを作成すると共に、映像展示システム全体のバックアップデータを保存すること。

(6) 自動起動と終了

- ・開館時間と閉館時間に併せて、システムがタイマー設定によって自動的に起動と終了すると設定すること。

(7) その他

- ・事前に、システムの内容が分かる基本設計図、イメージ図、検索データの関連図等を作成して、担当学芸員と打ち合わせて、その承諾を得ること（「8 作業工程」に記したとおり）。
- ・全てのシステムについて、マニュアル（分類やデータ追加の方法を含む）、システム設計に関わる書類一式を納品すること。
- ・詳細等は、担当学芸員と十分に打ち合わせて、その了解の元に作業を遂行すること。

4 コンテンツについて

(1) インデックスメニューと主要画面

- ・CG画像・アニメーションを含む各項目の見出しへハイパーリンクするための初期画面
- ・各分類での検索・閲覧システム画面
- ・データメンテナンス画面

(2) データの検索・閲覧システム

- ・画像および動画約1000点内外のデータと解説等のデータを提供する。これらを分かり易く検索・閲覧できるシステムを構築すること。
- ・画像データについては、トリミングやダウンサイジング等の作業を含むものとする。

5 展示資料、項目、分類の追加作業

- ・後日に、資料、項目や分類を追加するため、追加作業を行い易いシステムを構築すること。この際、作業手順を分かり易くまとめたマニュアルを作成し、納品すること。マニュアルの操作手順に沿って、容易に追加作業が行えないシステムは成果物として認められないので、重視すること。

6 提供素材と注意事項等

(1) 提供資料

- ・提供する画像データは、原則として解像度 300~600dpi（原版が A4 版で 2480×3500 ピクセル相当）以上の状態で、渡すものとする。最初のデータ提供については、受託者側で外付ハードディスクを用意の上、担当学芸員の指示するデータを移し込むこと。但し、トリミング（10 点内外）やサイズ変更等の画像加工作業が見込まれるため、これを踏まえた体制をとること。また、画像投影時に画質劣化が認められる場合は、協議の上、大画面展示に利用する当該画像のみをフィルムから再度スキャニングし、展示としてふさわしい品質を保持すること。
- ・キャプションや資料名などの説明テキストについても別途データで提供する。
- ・動画についてはデジタルビデオの元データを提供するので、これについて、当館で指示した箇所を抜粋してつなぎ合わせ、幾つかの静止画テロップを加えて一本の動画素材に編集し、映像展示すること。更に、上映時間を表示させること。

(2) コンテンツ表現上の留意点

- ・民俗学・歴史学の教育的な側面から、史実に基づく表現を担当者の指示に基づいて行うこと。
- ・全項目を通して、年配者でも操作し易いコンテンツとすること。

(3) 動画の再生について

- ・再生ソフトは受託者側にて用意し、当館所定のパソコンに導入すること。
- ・動画の再生に際しては、早送り、巻き戻し、一時停止、停止、画面拡大の機能を持たせると共に、動画の再生途中で、操作者が動画選択前の直前の元の画面（動画を選択するメニュー画面）に戻れる機能を有すること。

7 映像展示機器の設置と調整

- ・システム納品時に、当館のPCを人文館 1 階に設置済みのPC什器に格納のうえ、システムを導入すると共にシステムの開館時と閉館時に自動電源のON/OFF機能が働く設定等の初期設定を行うこと。

8 作業工程

- ・システム開発の作業着手に先立ち、システム設計の「基本計画書」、「作業計画書」、「工程表」を当館担当学芸員に提出し、承認を得ること。
- ・「基本計画書」は、開発するシステムの展示用としての表示閲覧機能、検索機能、分類やデータの追加の手法など、完成時のシステムの内容と機能が分かる基本設計図、イメージ図、初期画面の機能配置図、検索データの関連図等を含むこと。
- ・「作業計画書」、および「工程表」には、作業内容、納品時期、当館担当者によるデータの送り込みの時期、システムの検証時期、システム検証後の修正時期を明記すること。ここで、システム検証作業では、当館より、追加データの送付、分類の追加の指示を行うので、これを踏まえた工程を作成すること。
加えて、検証作業では、当館の既存の映像展示システムである歴史系アーカイブスについて、その映像と解説内容の一式を本事業によって制作するシステムに置換し、検証作業後に本事業での制作による新システムでの映像展示を稼働させること。
- ・上記における検証作業は、平成30年12月から平成31年1月15日までに着手し、システム検証後の修正時期、当館によるデータと分類の追加指示に対応できるよう、十分な期間を設けること。

9 注意

- ・詳細等は、担当学芸員と打ち合わせて、その了解の元に作業を遂行すること。
- ・映像展示の導入と設置に際しては、事故のないよう十分に措置を取ること。
- ・展示制作物の設置及び撤去の際に発生した産業廃棄物は、関係法令に基づき受託者側が適切に処理すること。
- ・提出されたデザイン、レイアウト、イラスト等の画像データ一式の著作権、意匠権は、横須賀市に帰属するものとする。
- ・システム復旧専用のハードディスクを導入し、同一のシステムをインストールしたバックアップを作成すること。
- ・成果物として提出を要するものは、セットアップ用システム一式、管理者用マニュアル、システム設計書、データベース設計書、プログラム一式（ポータブルHDDにて納品）の一式である。

10 その他

この仕様書は業務の概要を示すものであるため、この仕様書にない作業でも、本業務を実施するために必要な作業で簡易なものについては本業務に含めるものとする。